

新旧対照表

○高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則（抜粋）

新					旧						
第1条～第5条（略）					第1条～第5条（略）						
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）						
階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収額の基準月額	徴収額の基準加算月額	階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収額の基準月額	徴収額の基準加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			円 0	円 0	A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税世帯			2,200	220	B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税世帯			2,200	220
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			4,500	450	C階層	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯	均等割の額のみで、所得割の額のない世帯	C1階層	4,500	450
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の年額が右の区分に該当するもの	市町村民税所得割の年額 3,000円以下 3,001円～ 5,800円 5,801円～ 8,700円 8,701円～ 13,000円 13,001円～ 17,400円 17,401円～ 22,400円 22,401円～ 28,200円 28,201円～ 58,400円 58,401円～ 75,000円 75,001円～ 96,600円 96,601円～ 121,800円 121,801円～ 175,500円 175,501円～ 221,100円 221,101円～ 380,800円 380,801円～ 549,000円 549,001円～ 579,000円 579,001円～ 700,900円 700,901円～ 849,000円 849,001円～ 1,041,000円 1,041,001円以上	D1階層 D2階層 D3階層 D4階層 D5階層 D6階層 D7階層 D8階層 D9階層 D10階層 D11階層 D12階層 D13階層 D14階層 D15階層 D16階層 D17階層 D18階層 D19階層 D20階層	5,800 6,900 7,600 8,500 9,400 11,000 12,500 16,200 18,700 23,100 27,500 35,700 44,000 52,300 80,700 85,000 102,900 122,500 143,800 全額	580 690 760 850 940 1,100 1,250 1,620 1,870 2,310 2,750 3,570 4,400 5,230 8,070 8,500 10,290 12,250 14,380 左の基準月額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円	D階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税の年額が右の区分に該当するもの	所得税の年額 2,400円以下 2,401円～ 4,800円 4,801円～ 8,400円 8,401円～ 12,000円 12,001円～ 16,200円 16,201円～ 21,000円 21,001円～ 46,200円 46,201円～ 60,000円 60,001円～ 78,000円 78,001円～ 100,500円 100,501円～ 190,000円 190,001円～ 299,500円 299,501円～ 831,900円 831,901円～ 1,467,000円 1,467,001円～ 1,632,000円 1,632,001円～ 2,302,900円 2,302,901円～ 3,117,000円 3,117,001円～ 4,173,000円 4,173,001円以上	D1階層 D2階層 D3階層 D4階層 D5階層 D6階層 D7階層 D8階層 D9階層 D10階層 D11階層 D12階層 D13階層 D14階層 D15階層 D16階層 D17階層 D18階層 D19階層	6,900 7,600 8,500 9,400 11,000 12,500 16,200 18,700 23,100 27,500 35,700 44,000 52,300 80,700 85,000 102,900 122,500 143,800 全額	690 760 850 940 1,100 1,250 1,620 1,870 2,310 2,750 3,570 4,400 5,230 8,070 8,500 10,290 12,250 14,380 左の基準月額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円

備考 1 この表において、「市町村民税均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額を、「市町村民税所得割の年額」とは同項第2号に規定する所得割の年額（当該所得割の額を計算する場合にあっては、同法第314条の7第1項及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。

2 市町村民税所得割の年額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割の年額を算定するものとする。

3（略）

4 世帯の階層区分の認定は、被措置者並びにその属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に当該被措置者を扶養しているもののうち、当該被措置者の扶養義務者の全てについて、その市町村民税の課税の有無により行うものとする。

5 被措置者及びその扶養義務者の当該年度分の市町村民税の額が判明しない場合は、判明するまでの期間は、前年度分の市町村民税の額によるものとする。

6（略）

7 徴収額は、月額により決定するものとする。ただし、月の途中で療育の給付が開始され、又は終了した場合の当月分の徴収額（D20階層に係るものを除く。）は、「徴収額の基準月額」欄又は「徴収額の基準加算月額」欄の額をその月の実日数で除して得た額にその月の療育の給付を受けた日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。）とする。

8（略）

9 備考8の規定による徴収額又はD20階層に係る徴収額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

備考 1 この表において、「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額を、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割の額（当該所得割の額を計算する場合にあっては、同法第314条の7第1項及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）をいい、同法第323条の規定に基づく市町村民税の減免があった場合は、そのことを考慮するものとする。

2 この表において「所得税の年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によって計算された所得税の年額をいう。ただし、当該所得税の年額を計算する場合にあっては、次に掲げる規定は、適用しないものとする。

（1）所得税法第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金並びに同項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

（2）租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第10項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第5項、第10項、第11項及び第14項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

（3）租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3（略）

4 世帯の階層区分の認定は、被措置者並びにその属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に当該被措置者を扶養しているもののうち、当該被措置者の扶養義務者の全てについて、その市町村民税及び所得税の課税の有無により行うものとする。

5 被措置者及びその扶養義務者の当該年度分の市町村民税の額又は前年分の所得税の年額が判明しない場合は、判明するまでの期間は、前年度分の市町村民税の額又は前前年分の所得税の年額によるものとする。

6（略）

7 徴収額は、月額により決定するものとする。ただし、月の途中で療育の給付が開始され、又は終了した場合の当月分の徴収額（D19階層に係るものを除く。）は、「徴収額の基準月額」欄又は「徴収額の基準加算月額」欄の額をその月の実日数で除して得た額にその月の療育の給付を受けた日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。）とする。

8（略）

9 備考8の規定による徴収額又はD19階層に係る徴収額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

別記
第1号様式（第4条関係）

費用徴収額決定通知書			
		第 年 月 日	号 日
様			
高知県知事		印	
<p>高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則第3条の規定により、療育の給付に要する費用についてあなたが負担する額を次のとおり決定しましたので、通知します。</p>			
療育の給付を受ける者の氏名		公費負担医療の受給者番号	
決定した徴収額	月額	円	
<p>(教示)</p> <p>1 この<u>処分</u>について不服があるときは、この<u>処分</u>があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます（なお、この<u>処分</u>があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内であっても、この<u>処分</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、<u>審査請求</u>をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この<u>処分</u>については、この<u>処分</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この<u>処分</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この<u>処分</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この<u>処分</u>があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に<u>審査請求</u>をした場合には、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>			

別記
第1号様式（第4条関係）

費用徴収額決定通知書			
		第 年 月 日	号 日
様			
高知県知事		印	
<p>高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則第3条の規定により、療育の給付に要する費用についてあなたが負担する額を次のとおり決定しましたので、通知します。</p>			
療育の給付を受ける者の氏名		公費負担医療の受給者番号	
決定した徴収額	月額	円	
<p>(教示)</p> <p>1 この<u>決定</u>について不服があるときは、この<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます（なお、この<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内であっても、この<u>決定</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、<u>異議申立て</u>をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この<u>決定</u>については、この<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この<u>決定</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に<u>異議申立て</u>をした場合には、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その<u>決定</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>			

第2号様式（第4条関係）

費用徴収額変更通知書			
様		第 年 月 日	号 日
高知県知事		印	
高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則第3条の規定により、療育の給付に要する費用についてあなたが現在負担している額を次のとおり変更しましたので、通知します。			
療育の給付を受ける者の氏名		医療券等の交付年月日	年 月 日
変更後の徴収額	月額 円	変更後の額が適用される月	年 月から
変更前の徴収額	月額 円	変更理由	
<p>(教示)</p> <p>1 この<u>処分</u>について不服があるときは、この<u>処分</u>があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます（なお、この<u>処分</u>があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内であっても、この<u>処分</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、<u>審査請求</u>をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この<u>処分</u>については、この<u>処分</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この<u>処分</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この<u>処分</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この<u>処分</u>があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に<u>審査請求</u>をした場合には、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>			

第2号様式（第4条関係）

費用徴収額変更通知書			
様		第 年 月 日	号 日
高知県知事		印	
高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則第3条の規定により、療育の給付に要する費用についてあなたが現在負担している額を次のとおり変更しましたので、通知します。			
療育の給付を受ける者の氏名		医療券等の交付年月日	年 月 日
変更後の徴収額	月額 円	変更後の額が適用される月	年 月から
変更前の徴収額	月額 円	変更理由	
<p>(教示)</p> <p>1 この<u>決定</u>について不服があるときは、この<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます（なお、この<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内であっても、この<u>決定</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、<u>異議申立て</u>をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この<u>決定</u>については、この<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この<u>決定</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に<u>異議申立て</u>をした場合には、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その<u>決定</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>			